



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月29日
号外(8)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 監査委員告示

- ※滋賀県監査委員事務局の組織および運営に関する規程の一部改正..... 1
- ※滋賀県監査委員事務局職員の標準的な職に関する規程の一部改正..... 1

監査委員告示

滋賀県監査委員告示第1号

滋賀県監査委員事務局の組織および運営に関する規程(昭和51年滋賀県監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する

令和6年3月29日

滋賀県代表監査委員 河瀬 隆 雄

第3条第1項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 専門幹

第4条中第11項を第12項とし、第5項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 専門幹は、上司の命を受け、専門的な事務を処理する。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県監査委員告示第2号

滋賀県監査委員事務局職員の標準的な職に関する規程(平成28年滋賀県監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県代表監査委員 河瀬 隆 雄

第2条の表中

「

副参事	課長補佐
-----	------

」を

「

副参事および専門幹	課長補佐
-----------	------

」に

改める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

